

一般社団法人日本統合医療学会
慶弔規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本統合医療学会（以下「当学会」という）における会員の慶弔に関して規定するものである。

(適用範囲)

第2条 この規定は、当学会の会員の慶事及び弔事に関わる当学会の対応について適用する。

第2章 細目の取り決め

(慶事)

第3条 当学会活動に特に寄与した会員の慶事を慶祝することが適当であると、理事長及び業務執行理事が妥当と判断した場合には、理事長名で祝電を送る。

(弔事)

第4条 弔事の際の当学会の対応は次の通りとする。

1. 弔電（理事長名）

名誉会員、理事長及び理事長経験者、役員及び役員経験者、支部長、代議員、会員で理事長及び業務執行理事が妥当と認めた者

2. 生花（理事長名）

名誉会員、理事長及び理事長経験者

3. 学会誌掲載

① 写真、略歴、役職名：名誉会員、理事長及び理事長経験者、役員

② 役職：支部長、役員経験者。代議員。会員で理事長及び業務執行理事が妥当と認めた者

(適用範囲)

第5条 本規程は本人または関係者から当学会に申し出があった場合に適用する。

付則

この規定は平成24年11月7日から施行する。